

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇩ 解雇予告手当

Q : 私は、会社の業績不振のため、突然解雇されました。その際、予告手当として、1カ月分の給与の額に相当する30万円を受け取りました。

ところで、この予告手当は給与所得になるのでしょうか。

A : 退職所得になります。

【解説】

長引く不況から、依然としてリストラを進めている企業も多いようです。

労働基準法では、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前に予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない」と規定しています。これにより支払われるものが解雇予告手当と呼ばれています。

ところで、退職所得とは、退職手当、一時恩給、その他退職により雇用主から一時に支給される給与及びこれらの性質を有する給与で、本来退職しなかったとしたならば、支給されなかったもので、退職したことに基因して一時に支給されることとなった性質を有する所得をいいます。

ご質問の場合、解雇すなわち退職を原因として一時に支払われることとなりますから、給与所得ではなく、退職所得に該当することになります。

したがって、解雇予告手当のほかに退職手当があればそれと合算して税額を算定することになります。

